

開示通知書

令和 年 月 日
特 許 庁 長 官

特許権存続期間延長登録出願人

〇〇 〇〇 様

出願番号 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇に関し、

令和 年 月 日付け提出の閲覧請求に基づき、特許法第67条の2第2項に規定の「延長の理由を記載した資料」について、下記のとおり決定したので、特許法第186条第2項の規定に基づき通知します。

記

1. 開示の範囲

令和 年 月 日発送の「通知書」に対し、営業秘密が記載された旨の申出がなかったので、資料のすべてを開示します。

2. 閲覧実施

行政不服審査法による審査請求期間にかかわらず、この通知の送達を受けた日の翌日から起算して14日経過後に、閲覧に供します。

この処分について不服がある場合には、この処分の送達を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、特許庁長官に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができます。

この処分に対する訴えは、この処分の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）提起することができます。

この謄本は原本と相違ないことを認証します。

認証日（発送日）令和 年 月 日
経済産業事務官 〇〇 〇〇

この通知に関し、ご不明な点は次の担当部署へお問い合わせください。

出願課特許行政サービス室閲覧担当 〇〇 〇〇

（電）03-3581-1101（内）2756